令和4年9月13日

大阪市会議長

　大橋　一隆　様

質問主意書

大阪市会議員

木　下　𠮷　信　　㊞

令和4年9月27日に執り行われる安倍晋三元首相の国葬儀をはじめ、現在の市政運営について、大阪市会会議規則第56条第1項の規定に基づき、質問主意書を提出します。

（1）国葬儀について

1. 9月27日の安倍元首相の国葬儀について、松井市長は出席のご意向であると伺いましたが、招待状等は送付されているのですか？
2. これまでの故人とのお付き合いの関係上、招待状の有無に関わらず出席されるおつもりなのでしょうか？
3. 当日の大阪市における弔意の表明については「本庁舎のみ半旗を掲げる」と伺っておりますが、他のATC庁舎・中央市場庁舎・各区役所・各消防署等、大阪市関連施設においては通常の国旗が掲揚されるという理解で良いのですか？
4. この度の国葬儀については国の儀式として執行されるものであり、松井市長がその判断に至った理由を教えて下さい。

大阪市民の中でも賛否が分かれており、様々な価値観の方がおられますので、その結論に至った経緯等について説明責任を果たして下さい。

1. 9月8日の閉会中審査で日本維新の会の遠藤議員が「国葬の基準を設けるべき」との質疑をされました。

大阪市では過去に4例の市長経験者の市葬が執り行われています。

政策企画室に確認したところ「明確な基準や規定は設けていない」との事でありました。

私が調べたところでは、都道府県や市町村が費用を全額負担して執行する自治体葬について、基準を設けて運用している自治体はありませんでした。

松井市長自身が首長を務める大阪市にも「市葬の運用基準」が存在しないのに、維新議員から岸田首相に「国葬の基準」について要望されるという事は、今後、大阪市でも「市葬の運用基準の策定」に取り組まれるおつもりがあるという事なのでしょうか？

今後の市葬の基準等について、維新の会の前代表で顧問に就任された松井市長のご所見を伺いたいと存じます。

1. この度の安倍元首相の国葬儀については、1967年（昭和42年）の吉田茂元首相

の国葬以来50年ぶりの執行となる訳ですが、一方で「国葬」と「国葬儀」の違い等について指摘する意見もあります。

50年前と現在では社会環境も大きく変わり、国民の価値観も違うのは当然であると考えます。

ただ、日本国の三権の長として長年にわたって尽力された安倍元首相に対して、その死を悼み冥福を祈る為の国の儀式として執り行われる「国葬儀」について、学校現場でどのような指導をなさるのか教えて下さい。

小・中学校に通う児童・生徒にとっては、様々な疑問を持つ事が予想され、ミスリードしないよう適切な指導が求められると思います。

特に義務教育課程においては、学校や担当教諭によって指導のあり方に差異が生じる事のないように対応して頂きたいと考えていますが、教育委員会としてどのような指導体制で臨まれるおつもりなのか教えて下さい。

（2）咲洲メガソーラー事業について

1. かねてからお尋ねしておりますが、咲洲のメガソーラー事業については、現在、太陽光発電の事業実績のない伸和工業と上海電力の2社による合同会社が運営しています。

私が確認したところ、ソーラーパネルの設置・運営・メンテナンスについては上海電力がすべて管理していると伺いました。

私が不安視しているのは、上海電力が中国資本の会社であるという事です。

中国の法律では有事の際等に国防動員法が発令された場合は、中国国内のみならず、海外在住の中国人がすべて対象となり、日本で活動する中国企業も含まれるとされています。

つまり「台湾有事」等の事態に陥った場合、メガソーラーによる電力供給に支障はないのか？という不安です。

令和4年5月23日の答弁書（大財第12号）の「A-6」では「上海電力日本(株)の加入については、契約当事者としての同一性や事業の継続性の観点から問題ないと判断し、契約書に基づく手続きを行っております」と回答されました。

エネルギー政策としての危機管理対応の問題だと思います。

何を根拠に「事業の継続性の観点から問題ない」と判断されたのですか？

判断に至ったエビデンスをお示し下さい。

1. 仮に電力供給がストップするような事態が発生した場合は、どのような対応で臨まれるのか教えて下さい。

過日の建設港湾委員会における松井市長の答弁は「太陽光発電をする為の土地の賃貸契約である以上、発電して賃料を払って頂いているので問題ない」との事でしたが、発電できない状況となった場合はどのような対応になるのでしょうか？

損害賠償の規定等、危機管理上の課題について契約書のどの部分に明記されているのか教えて下さい。

1. 知人の弁護士に尋ねたところ、本件における大阪市との契約は伸和工業と撤退した日光エナジーによる企業体との契約書しか残っておらず、上海電力を含む合同会社とは契約を交わしていない為、損害賠償以前に契約のあり方に問題があると指摘されました。

大阪市として「当初の契約が継承されているので問題ない」との回答を頂きましたが、有事の際の危機管理上も問題ないとお考えですか？

1. これらの最終判断も副市長の決裁によるものですか？
2. 過日の委員会で、市長・副市長等特別職のマネジメントを担当する政策企画室の担当課長が「副市長案件という言葉を聞いた事がありません」と答弁されました。

平成24年の咲洲メガソーラー事業がスタートしてから10年近く経過しているにも関わらず「聞いたことがない」というのは理解に苦しみます。

そこで改めて、これまで副市長案件として処理された事業等の決裁案件を、全て明示願います。

1. 過日の委員会では「7月31日に社員変更の申請が提出されるまで上海電力の存在を認知していなかった」と答弁されましたが本当ですか？

7月31日以前に大阪市の関係者と上海電力の関係者が面会している事はありませんね？

改めて確認させて頂きます。

1. 入札の申し込み段階において納税証明書の提出を義務付けながら、新設企業は「税の滞納がない」という事で免除されるのであれば、事業実績のない新設企業がどんどん入札に参加できる事となり、入札秩序が乱れると指摘する業者の声も聞いておりますが、今後は大阪市の入札方針として同様の取り扱いで対応されるという理解でよろしいですね？

（3）大阪市のエネルギー政策について

1. 松井市長は今年3月、ウクライナ危機に伴う今夏の電力需要が逼迫する事を受けて「短期的な原発の再稼働」を容認する発言をされました。

大阪市では、これまで関西電力の筆頭株主として平成24年以降「可及的速やかな全原発の廃止」等を株主提案の議案として毎年提出されています。

当時の橋下徹市長は「原発に依存しないエネルギー供給体制の構築に挑戦するのが僕らの世代の役割だ」と説明されたと伺っています。

今年6月の株主総会でも、松井市長は同様の議案を株主提案されており、原発再稼働との整合性について私自身理解できておりませんので、市民にも理解できる言葉でご説明願います。

1. 原発再稼働となれば、国の検査を受ける等、実際の再稼働までには費用と時間のかかる問題だと思います。

一方、市民の生活インフラの安定供給を考えれば、行政機関として避けて通る事のできない課題であります。

松井市長の再稼働容認論は、市民生活を第一に考えた現実的な対応であると思うのですが「短期的な…」というのは、どのようなイメージで考えておられるのですか？

市民生活を預かる大阪市としての危機管理対応にもつながる課題ですので「短期的な再稼働」のイメージと真意について教えて下さい。

1. 先日、環境局から環境政策の今後の方針としてこれまでの「低炭素」から「脱炭素」という表現に変わって対応が強化されたとの説明を受けました。

つまり、現行の火力発電所も著しく影響を受ける事になるのではないかと危惧しております。

このような状況の下、市民の生活インフラとしての電力需要について大阪市としてどのような対応で臨むのか？

筆頭株主として関西電力にどのような対応を求めるのか？

危機管理の観点も含めて、大阪市として今後の方向性等についてご所見をお示し下さい。